

平成23年12月
勝浦市議会定例会会議録（第6号）

平成23年12月15日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長	猿田寿男君	副市長	関重夫君
教育長	松本昭男君	企画課長	関利幸君
財政課長	藤江信義君	税務課長	黒川義治君
市民課長	佐瀬義雄君	介護健康課長	西川一男君
環境防災課長	目羅洋美君	都市建設課長	藤平喜之君
兼清掃センター所長			
農林水産課長	関善之君	観光商工課長	玉田忠一君
福祉課長	関修君	水道課長	藤平光雄君
会計課長	花ヶ崎善一君	教育課長	中村雅明君
社会教育課長	菅根光弘君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守澤孝彦君 議事係長 大鐘裕之君

議事日程

議事日程第6号

第1 議案・請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定について
議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定について
議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算
(教育民生常任委員長)
議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
請願第2号 「国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
(建設経済常任委員長)
議案第59号 訴訟上の和解について
議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算
- 第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決
発議案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
発議案第8号 教育予算拡充に関する意見書について
発議案第9号 勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書について
- 第3 報告
報告第7号 専決処分の報告について

開 議

平成23年12月15日（木）午前10時00分開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立了しました。
これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案・請願を上程いたします。
議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定について、議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定について、議

案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込総務常任委員長。

[総務常任委員長 刈込欣一君登壇]

○総務常任委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定について、議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定について、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算、以上6件につきまして、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 総務常任委員長に対して、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算の審議のうち、社会教育費、（仮称）市民文化会館建設事業費に関する審議内容について質問をさせていただきます。

規模の変更によるこの（仮称）市民文化会館建設事業の事業費は一体幾らに膨れ上がるのか、検討されましたでしょうか。この委員会に先立つ全員説明会には、1枚のペーパーが示されまして、3点にわたる内容が示されました。1つは位置の変更であります。2つ目に市民会館の建設規模について、従来の556席から800席への変更の点。3点目には、今後のスケジュールについて平成26年10月の開館を目指していること及び事業費はおおむね24億円程度と示されています。総務常任委員会におきましては、2枚目のペーパーが示されまして、556席の建設予算、そして800席の建設予算概算見込額と財源内容が示されました。この2枚目のペーパーでありますけれども、ここには2つの規模の対比があるわけですけれども、事業費そのものが、この556席の市民会館の建設予定の予算から、既に執行済みの予算があるわけですが、単純にこのA案、B案を対比して、差し引き増減額6億5,000万円というような表示で委員会には示されました。しかし、実際のところ、地質調査業務委託、建設工事設計業務委託、それぞれは既に完了しているものと思われますが、そうしますと、それらを加算して、おおむね25億円というのが、今回示されている資料からうかがわれるところであります。そういう事態の規模の膨れ上がる内容が、どのような規模になるのか、委員会において検討されたのでしょうか、そのことをお伺い申し上げます。

2点目は、市民の願いにこたえる政策課題は極めて多岐にわたります。政策課題の優先順位を考えることは極めて重要であります。7億円以上の事業費を市民文化会館建設に上積みするわけですが、他の政策課題へどのような影響を与えるのか、検討されましたでしょうか。

以上2点について、委員長にお伺いをいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。刈込総務常任委員長。

○総務常任委員長（刈込欣一君） ただいま藤本議員のほうからの質問ですけど、委員会から当局のほうに試算を出させていただきました。その内容といたしましては、556席でつくったら、800席でつくったらどういう数字が出るかということで出させていただきました。これについては、うちの委員のほうでいろいろ騒がせましたけど、納得していただきました。

もう一点のほうの政策についてですけど、政策についても話は出ました。そして、給食センター、保育園、保育所等の建設についてもお話は出ましたけど、当局のほうもそれについて、きょう、皆さんご承知のとおり、給食センターのお話が出ると、そういうお話も副市長のほうからありましたので、ご報告いたします。

それともう一点、私たちはその日、暫時休憩いただきまして旧市民会館の駐車場、そして今回建てようとする市営野球場に行きまして、設置位置等の説明をうかがいました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今、お答えをいただきましたけれども、事業費について、当初17億円の規模での建設を予定していた事業をおおむね25億円、そして、今お話がありましたとおり、現在、市営野球場として使われている場所に建設をするわけで、市営野球場を別の場所に建設することもこの事業に伴ってまいります。そして、市長のお考えでは、正式の規格を備えた野球場を建設したいという、そういうご意向も示されているところでありますと、この市民会館建設と市営野球場の建設、これは一体の事業として間断なく進められるものとして、今、議論が進んでいると、私は認識しております。野球場のほうは何年か先でいいという、そのような議論にはなっておりません。したがいまして、事業規模は800席の市民文化会館の建設だけにとどまらず、市営野球場も含めて、さらには関連する事業全体をも見渡して、このような556席から800席への規模拡大が妥当なのかどうか、子細に検討が必要であろうと思います。そういう点では、十分な資料のない中で総務常任委員会が開催されたものと考えますので、委員長には、いま一度、総務常任委員会を招集し、執行部にはさらに詳細な、正確な情報を提供するよう求めて、総務常任委員会を開催していただくよう、お尋ねしたいと思いますが、その意思はございませんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。刈込総務常任委員長。

○総務常任委員長（刈込欣一君） 先ほど私が報告したとおり、総務常任委員会においては、全員一致で可決すべきものというふうに決しました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのであります。ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

[4番 藤本 治君登壇]

○4番（藤本 治君） 議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。この議案に盛られております社会教育費、（仮称）市民文化会館建設事業費は、工事延期に伴う建設工事費並びに設計工事監理業務委託料の減額、建設予定地変更に伴うボーリング調査業務委託料の計上並びに規模変更に伴う新たな建設工事設計業務委託料の計上であ

り、差し引き7億3,525万6,000円の減額補正であります。一方、平成26年10月の開館を目指すこの事業の全体像は、11月28日の全員説明会で建設位置変更と規模の変更及び事業費の概要を示すペーパー1枚及び12月12日の総務常任委員会に提出された概算事業費及び財源内訳の試算を示すペーパー1枚によって示されました。事は（仮称）市民文化会館の建設に7億円以上の事業費の上積みを要する事業規模の変更という重大な政策変更であります。それを2枚のペーパーの提示、それも総事業費が幾らになるのかよくわからない不十分な情報で判断が求められているのであります。

私は、市民文化会館の建設に反対するものではありません。むしろ市民とともに、その一日も早い完成を願っているものであります。市民文化会館に関する市民の願いは何かと言えば、高台に移転するならばアクセスの便をよくしてほしい、今の市営野球場につくるならば、かわりの野球場を早期に建設してほしいということです。800席の市民文化会館が欲しいという声は聞いたことがありません。11月1日までに国へ申請しなければ交付金が受けられない。だから重大な政策変更だけれども、府議で決して手続を進めた。さいは投げられた、もう後戻りはできないとばかりに変更を認めろというやり方は、余りにも乱暴で議会を軽視したやり方です。

さらに、切実な市民の要望にこたえる数多くの政策課題がある中で、政策の規模と優先順位を考えることは、極めて重要なことであります。市民文化会館と市営野球場の建設は一体の事業として議論されつつありますが、関連する事業を含めての総事業費と財源、他の政策課題に与える影響、これらを十分に検討することが必要であります。それがなされたとは到底言えません。十分な検討のないまま、規模を変更し、市民へ大きな負担を課すことは、到底市民の理解を得ることはできません。以上の理由により、（仮称）市民文化会館建設事業費を盛り込んだ平成23年度勝浦市一般会計補正予算には反対の態度を表明し、討論を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。末吉定夫議員。

[15番 末吉定夫君登壇]

○15番（末吉定夫君） 私は、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。今回、この補正につきましては、さまざまな案件が出ておりますけれども、その中で今回2つの案件について討論させていただきたいと思います。

まず、前段者の反対討論がありましたけれども、（仮称）市民文化会館、これにつきましてはさまざまな経過がございました。議会軽視、あるいは建設委員会の答申の問題等さまざまな経過がございましたけれども、これにつきましては、当初、市民会館を解体し、そして建設委員会にかけました。その当時は846席あった今までの市民会館と同じものを建てよう、同じところに建てようということで決まったものでございました。そして、その後、市の財政事情等により、市のほうから、もう少し小さ目なものをつくってもらえないか、そして、多機能にわたる施設をつくってもらえないかということで、建設検討委員会等にかかったわけでございます。そこで、550席という数が出まして、現在のところに建てようということが決まったわけでございます。そこで、あの3月11日の大震災によりまして大津波、これがテレビ等で放映されますと、当然、勝浦もすぐ海の前で、ここに文化会館を建てても大津波が来れば何もならないということで、市のほうでは、今度は場所の検討委員会を開催しまして、この市営グランドの跡に建てようということが決まったわけでございます。そしてまた、それに伴いまして、今まで約

4,200ほどの敷地であります、今回は、その倍近い敷地でございます。そこで550席という数字は、市長におかれましては、この勝浦の芸術、文化に対して非常に少ない、せめて800席なきや、これから文化的なものを呼んだり何かするには、どうしても勝浦の活性化、そしてまた交流をするには、800席なきやいかんということで、10月17日の庁議によりまして決定したところでございます。

私は、市長のこの政治的判断は間違っていないというふうに思っておるところでございます。そしてまた、この800席にしますと、立ち見を入れますと1,000人ぐらい入るようです。そうしますと、今まで、勝浦の芸術が、自分たちでやっていたものを、今度はなかなか見られない大きな芸術文化を呼んで、勝浦の市民のために見せて、そしてまた私は一番大きなものは、800席あれば、一つの団体が関東大会あるいは全国大会、こういう大きな大会がこの勝浦で開催されるはずです。今まで840席あった会館は、施設が悪くて使えなかつたところでございます。今後建てる会館におかれましては、照明、音響、暖房、すべてすばらしいものだと思います。そうなれば、全国大会に来たお客様が、ホテルや旅館に泊まつていただき、そしてまたお弁当やあるいは食事、そして今回全国的に名前の売れたタンタンメンもきっと多く食べていただけるというような、いろいろな面で経済効果がはかり知れないものがあるんじゃないかというよう思っておるところでございます。そういう観点から、私はまず賛成という立場でございます。

そしてまた、もう一点につきましては、今、ブルーシートがかかっております市民会館の跡地の問題でございます。勝浦は今まで市内に駐車場がなく、お客様に来ていただいても非常に困ったのが現状でございます。今まで何代市長がかわっても、駐車場ができないのが現状でございました。これが九死に一生を得るというか、今回、猿田市長があのところを駐車場にしたい、そしてまた、その駐車場によって多くの商工業あるいは市民が潤うようにしたいというような形で、今回計上されたところでございます。今まで勝浦に来るお客様は、駐車場がないから行ってもしようがない、あの伝統ある400年を超える日本三大朝市の一つの勝浦朝市を見たいと思っても、駐車場がないから行けない。そういうふうな現状がありました。今回は逆に房総やあるいはよそから、朝早く出て勝浦の朝市に行ってんべえと。400年の伝統のある朝市に行ってみようということで、駐車場もある、だからぜひ帰りに朝市に寄つていこうというふうな形で、お客様も今度は勝浦に多く来ていただけるんじゃないかというふうに思っております。

そしてまたイベントをやるにしても、駐車場が今までなかった分、他町村に経済の効果を持っていかれたことは非常に残念に思われます。今回4,200万円という工事費でございますけれども、その額は近々にそれ以上の経済効果があらわれるのじゃないかなというふうに思っておるところでございます。この勝浦の町がにぎわいが出る、それを市長がこの駐車場をつくっていただくということで、賛成の意を表したいところでございます。

そしてもう一つ、つけ加えさせていただければ、これも念願でありましたJR勝浦駅にエレベーターを設置したい。これはなかなかできることではなかったのですけれども、今回、債務負担行為を計上していただき、JRのほうでは、平成26年度までには完成したいというふうに言っていますけれども、前倒しで、市長は、ぜひ25年度までにエレベーターを設置したいというふうに言っております。これは、老人福祉あるいは体のぐあいの悪い方、そういう市民のために、市長は、すべてのものについて勝浦の発展を願つておるところでございます。私は、その市長の大きな思いを、この賛成討論として、ここに上がってお話しさせていただいたと

ころでございます。どうか皆様方も私の意を酌んでいただきまして、賛成を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、以上5件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。根本教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 根本 譲君登壇]

○教育民生常任委員長（根本 譲君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件につきまして、審議の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願につきましては、賛成多数で、請願第2号 「国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願につきましては、全員賛成で、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、請願第2号 「国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長

の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第59号 訴訟上の和解について、議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。寺尾建設経済常任委員長。

[建設経済常任委員長 寺尾重雄君登壇]

○建設経済常任委員長（寺尾重雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第59号 訴訟上の和解について、議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件につきまして、審査の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第59号 訴訟上の和解についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第8号 教育予算拡充に関する意見書について、発議案第9号 勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

[職員朗読]

○議長（丸 昭君） 発議者から提案理由の説明を求めます。根本譲議員。

[6番 根本 謙君登壇]

○6番（根本 謙君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第8号 教育予算拡充に関する意見書について、発議案第9号 勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書について、以上3件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、平成23年度の通常国会において、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を制度化しようとしています。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしていますが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性があります。

義務教育における国と地方の役割等について十分論議がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必ずです。よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く要望します。

次に、発議案第8号 教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法、子供の権利条約の精神にのっとり日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っております。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校を始め、学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、未曾有の大地震、津波による災害、さらに原子力発電所の事故により甚大な被害、損害が生じています。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時間数の増加や、小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人

間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。よって、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、以下の項目を中心に必要な教育予算を確保することを強く要望します。

- 1、教育に関する震災支援策を十分に図ること。
- 2、少人数学級を実現するため、新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況をかんがみ、就学援助にかかる予算を拡充すること。
- 5、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

次に、発議案第9号 勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書について申し上げます。

本件につきましては、去る11月28日の全員協議会において、その取り扱いを教育民生常任委員会にゆだねるとされておりました。一昨日開催された教育民生常任委員会において、協議の結果、全会一致で意見書提出が妥当であるとの結論に達しましたので、ここに提案した次第であります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。勝浦若潮高校は、勝浦市内唯一の県立高等学校であり、市内中学校から多くの生徒が進学しています。高等学校再編計画により御宿高校と統合し、総合学科を導入した高校としてスタートしましたが、総合学科設置後も入学生徒数が減少し、毎年定員割れとなっています。夷隅地域での中学校生徒数の減少から夷隅郡市内の県立高校では、毎年定員割れが続いている。

このような状況の中で千葉県教育委員会では、11月16日に県立学校改革推進プラン、第1次実施プログラム（案）が示され、勝浦若潮高校、大原高校、岬高校を平成27年度に統合し、大原高校の校舎を使用することとしており、統合高校には、生徒の多様なニーズに対応するとともに、地元産業を支える人材を育成するために、総合学科を設置することとし、勝浦若潮高校の海洋科学系列を廃止することになっていますが、現在、勝浦若潮高校は、文理、商業、観光、生活福祉、食品科学、海洋科学の系列の総合学科が設置されています。

このように、既に整備されている高校を統合し、総合学科未設置校である大原高校を使用校舎とすることは、地域住民を初め保護者や地域教育関係者の理解を到底得られるものではないと考えます。

勝浦若潮高校は、創立110年にもなる歴史ある学校です。長く実業系の学科を擁し、地域とともに連携して歩んできました。海洋学科系列に実習ではアワビやヒラメの種苗生産等を通じ地元漁業にも貢献してきました。

勝浦市は、魚介類水揚げ量千葉県第2位、カツオ一本釣り水揚げ量全国第2位であり、さらに本県の水産業振興のため、県栽培洋漁業センターも設置されるなど、水産業が本市の基幹産業と

なっていることから、将来の担い手を育成するために、海洋科学系列を継続するとともに、勝浦若潮高校の統合案の撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により発議案第7号、発議案第8号については関係行政機関へ、発議案第9号については千葉県知事及び千葉県教育長へ意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第7号ないし発議案第9号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第7号ないし発議案第9号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、発議案第8号 教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、発議案第9号 勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（丸 昭君） 日程第3、報告であります。

報告第7号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第7号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る9月16日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第7号の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成23年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第54号～議案第64号の総括審議
1. 請願第1号～請願第2号の総括審議
1. 発議案第7号～発議案第9号の総括審議
1. 報告第7号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員